

平成29年度集合住宅等における既存資源活用型の
介護機能構築に向けた調査研究事業委託業務
仕様書

本仕様書は、宮城県（以下「発注者」という。）が実施する集合住宅等における既存資源活用型の介護機能構築に向けた調査研究事業について、円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

1 委託業務の名称

集合住宅等における既存資源活用型の介護機能構築に向けた調査研究事業委託業務

2 履行期間

契約締結の日から平成30年3月30日まで

3 業務の目的

高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らすための態勢の構築に向けて、高齢化が進行している集合住宅等における介護機能構築ニーズ等の調査を行うとともに、既存資源を活用した介護機能構築手法を検討・試行実践調査を行い、介護機能構築手法の提案を行うことを目的とする。

4 業務の内容

(1) 既存資源調査

イ 宮城県内のマンション数の調査

ロ 宮城県内のマンション等の集合住宅等のうち、下記の分類ごとにモデルケースを選定し、モデルケースごとの既存資源（建物構造、共有スペースの有無、管理組合・自治会等による活動）の調査

(イ) マンション（いわゆるタワーマンションといわれる比較的共有スペースが充実しているもの）…1カ所

(ロ) マンション（築年数30年相当で居住者が高齢化しているもの）…1カ所

(ハ) 公営住宅…1カ所

(ニ) 災害公営住宅…1カ所

ハ モデルケースの住民に対する介護ニーズ等のアンケート調査

モデルケースごとにアンケート調査を実施すること。

なお、アンケートの内容には、現時点の介護ニーズや介護サービス等の利用状況に加えて、当該物件に介護機能が構築された場合の利用の意向についても盛り込むこと。

ニ モデルケースの周辺地域における医療・介護資源の調査

介護機能構築手法を検討するにあたり、連携が検討できそうな病院・診療所・介護施設等の調査を行う。

(2) 先進参考事例調査

集合住宅等を対象として介護サービス等を集中的に提供している、介護機能構築手法検討に資する（効率的な介護サービスの提供、ICT・介護ロボットの活用等）海外を含む宮城県外の先進参考事例2カ所程度の調査を行う。

(3) 介護機能構築手法の検討

介護が必要ではない介護予防、一部介護が必要な要支援・要介護1及び2、介護が必要な要介護3以上等の段階に応じた介護サービス等の提供方法を以下の点に留意して検討すること。

[留意点]

・介護機能構築に当たり提供すべき介護サービスについては、居宅サービスだけではなく、施設サービスも含めて広く検討し、法律等に基づく人員・設備・運営に関する基準等が既存の集合住宅等に介護機能を構築するに当たり、どのようにネックとなり、緩和すべきなのか明らかにすること。

・既存の集合住宅等の機能で、どのようなサービスを提供できるのかに加えて、さらにサービスを高めるために、建物に対してどのような改修が必要であるかも併せて検討すること。

・介護サービスの他、介護保険外サービス（見守り・配食・介護予防教室等）や周辺地域の病院・診療所・

特別養護老人ホーム等の医療・介護資源との連携体制についても含めて検討すること。

・ICTや介護ロボット等を導入し、効率的な介護サービスの提供が可能か、人員の緩和が可能かについても併せて検討すること。

・介護機能構築に当たり、集合住宅等の管理組合や自治会等も含め、どのような組織体制が必要かについても検討すること。

(4) 試行実践調査

選定したモデルケースのうち、1カ所程度について試行実践調査を行い、課題を検証する。

なお、試行実践の内容はモデルケースの既存の設備で行える範囲内でよいものとする。

(5) 介護機能構築手法提案

(1), (2), (4) の調査結果及び(3) の検討結果を踏まえ、集合住宅等における介護機能構築手法の提案を行う。

なお、提案に当たっては、既存の建物で行えること、共有スペース等を改修することにより行えること、規制緩和をすることにより行えることなど、段階に応じた内容とすること。

5 業務実施計画書及び業務完了報告書

(1) 本業務の委託契約締結後、速やかに業務実施計画書を提出すること。

(2) 本業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成するものとする。

6 成果物等

調査研究結果に係る報告書の冊子50部及び報告書の内容を記録した電子媒体とする。

7 その他

(1) 本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については発注者に帰属する。

(2) 本仕様書に定める内容に反した場合等は、発注者は業務委託料を支払わず、また、既に支払った業務委託料の全部又は一部の返還を請求することができる。

(3) 本業務の遂行に当たっては、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

(4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議すること。